令和７年６月

【中止になったサマーキャンプの返金がない】

【相　談】

学校で配布されたチラシを見て、１泊２日のサマーキャンプに申し込み、代金も振り込んだ。その後、最少催行人数に満たなかったので中止すると連絡があったため、代金の返金を申請した。ところが、申請後２カ月たっても返金がなく、電話もつながらない。良い経験ができると信用して申し込んだのに残念だ。

【アドバイス】

子どもたちを対象とした、自然体験、異文化交流、音楽やスポーツのスキルアップなど、週末や長期休暇を利用したさまざまな体験型プログラムが実施されています。親元を離れて活動することで自立心や協調性、問題解決能力の醸成といった教育的効果が期待できることから、学校でもチラシが配布されたものと思われます。

このようなキャンプは募集型企画旅行、いわゆるパッケージツアーの一種で、運営はあくまでも民間事業者が行っています。国土交通省が公開している募集型企画旅行の標準約款によると、今回のように最少催行人数に達しなかった場合の事業者による契約解除権が定められていますが、中止された旅行の代金は、当然、消費者に返金されなければなりません。

返金が遅れる理由は、事業者の業績悪化などが考えられますが、旅行業者は、営業を開始するに当たり管轄法務局に営業保証金を供託するか、旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納入しています。万が一の場合には、供託金から弁済される場合もあります。交渉が難航しても諦めないで消費生活センターなどに相談しましょう。

その場合は支払いの証拠が必要ですので、支払い明細などをしっかり保管しておきましょう。また、申込時には、国や自治体の登録旅行業者であるかどうかを確認することが大切です。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**